

第4期中間決算公告

平成25年12月26日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
株式会社 大和ネクスト銀行
代表取締役社長 草場 真也

中間貸借対照表（平成25年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	217,059	預 金	2,198,918
有価証券	2,282,373	譲渡性預金	70,000
貸出金	105,330	債券貸借取引受入担保金	146,068
外国為替	2,197	借入金	38,200
その他資産	19,769	外国為替	6
その他の資産	19,769	その他負債	41,946
有形固定資産	3	未払法人税等	277
無形固定資産	4,719	その他の負債	41,668
貸倒引当金	△ 5	賞与引当金	219
		役員賞与引当金	13
		役員退職慰労引当金	13
		繰延税金負債	11,626
		負債の部合計	2,507,013
		(純資産の部)	
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	2,973
		その他利益剰余金	2,973
		繰越利益剰余金	2,973
		株主資本合計	102,973
		その他有価証券評価差額金	30,529
		繰延ヘッジ損益	△9,069
		評価・換算差額等合計	21,460
		純資産の部合計	124,433
資産の部合計	2,631,446	負債及び純資産の部合計	2,631,446

中間損益計算書

平成 25 年 4 月 1 日から

平成 25 年 9 月 30 日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	14,480
資 金 運 用 収 益	13,839
(うち貸出金利息)	(375)
(うち有価証券利息配当金)	(13,348)
役 務 取 引 等 収 益	12
そ の 他 業 務 収 益	628
そ の 他 経 常 収 益	0
経 常 費 用	12,864
資 金 調 達 費 用	5,791
(うち預金利息)	(2,283)
役 務 取 引 等 費 用	1,059
そ の 他 業 務 費 用	2,524
営 業 経 費	3,483
そ の 他 経 常 費 用	5
経 常 利 益	1,616
税 引 前 中 間 純 利 益	1,616
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	517
法 人 税 等 調 整 額	65
法 人 税 等 合 計	582
中 間 純 利 益	1,033

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具備品 4年～18年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法の変更

従来、当社及び親会社等は、有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当中間会計期間より会計処理を統一し、定額法に変更しております。

この変更は、有形固定資産の利用によって享受する経済的便益は耐用年数にわたりほぼ一定であることから、定額法がより実態に即した合理的な費用配分であると判断したためであります。

この変更による当社の損益への影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署及び審査所管部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、出向役員及び出向従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算基準による支払見積額の当中間期負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算基準による支払見積額の当中間期負担分を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、当社の取締役退職慰労金規程に基づく当中間期末要支給額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し両者の変動額を基礎にして判定しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はありません。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はありません。また、当中間期末に当該処分をせずに所有しているものではありません。

2. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	193,397百万円
------	------------

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	146,068百万円
-------------	------------

借入金	38,200百万円
-----	-----------

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいはデリバティブ取引等の担保として有価証券27,267百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金6,650百万円及び保証金178百万円が含まれております。

4. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、13,308百万円であります。このうち契約期間が1年以内のものが13,308百万円あります。

なお、これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額 1百万円

(中間損益計算書関係)

該当ありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	217,059	217,059	—
(2)有価証券	2,282,373	2,282,373	—
その他有価証券	2,282,373	2,282,373	—
(3)貸出金	105,330		
貸倒引当金(*1)	△ 0		
	105,329	105,491	161
資産計	2,604,763	2,604,924	161
(1)預金	2,198,918	2,198,624	△ 294
(2)譲渡性預金	70,000	70,000	—
(3)債券貸借取引受入担保金	146,068	146,068	—
(4)借入金	38,200	38,200	—
負債計	2,453,187	2,452,892	△ 294
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4,367)	(4,367)	—
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	(19,711)	(19,711)	—
デリバティブ取引計	(24,078)	(24,078)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(*3) これらのデリバティブ取引についてはアップフロントフィー5,619百万円を受領しており、上記の時価に当該受領額を加味した金額(△14,091百万円)に、税効果会計を適用したうえで繰延ヘッジ損益(△9,069百万円)を中間財務諸表に計上しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間等に基づき、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金

預金のうち、要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを見積もり、一定の割引率で割り引いて時価を算定しております。割引率は、主に Libor ベースのイールドカーブにリスクプレミアムとして当社の格付け別累積デフォルト率を加えた利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、当初預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金は、約定期間が短期間（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、約定期間が短期間（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金は、将来のキャッシュ・フローを見積もり、調達の際に適用される利率で割り引いて算定した時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引及び通貨関連取引であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（平成25年9月30日現在）

該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成25年9月30日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券（平成25年9月30日現在）

（単位：百万円）

	種 類	中間貸借対照表計上額	取 得 原 価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	1,542,644	1,504,089	38,555
	国 債	1,294,832	1,258,824	36,008
	社 債	247,811	245,265	2,546
	そ の 他	399,522	387,585	11,937
	小 計	1,942,166	1,891,674	50,492
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	23,548	23,594	△ 46
	国 債	—	—	—
	社 債	23,548	23,594	△ 46
	そ の 他	316,658	319,669	△ 3,010
	小 計	340,206	343,263	△ 3,056
合 計		2,282,373	2,234,938	47,435

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	83 百万円
未払事業税	79
控除対象外消費税	75
繰延ヘッジ損益	5,022
その他	33
繰延税金資産小計	5,294
評価性引当額	△14
繰延税金資産合計	5,279
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	16,906
繰延税金負債合計	16,906
繰延税金負債の純額	11,626 百万円

(持分法損益等)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	12,443,337円75銭
1株当たりの中間純利益金額	103,327円49銭

(単体自己資本比率 (国内基準))

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 (国内基準) は 37.87%であります。